

土地改良法改正に伴う集落説明会開催 【令和元年12月15日～令和2年3月28日】



土地改良法の改正に伴い、令和3年度より、愛西土地改良区の台帳における耕作者（農業者）は、基本的に彦根市農業委員会の台帳と一致し、組合員となります。また、権利設定された農地の所有者は、原則准組合員となり、一筆ごとの組合員と准組合員を明確化していきます。

権利設定のされていない農地は、所有者が耕作者となりますので、耕作管理者の実情に合わせるには権利設定等の手続きが必要となります。

必要に応じて令和2年度中に、関係機関にて権利設定を進めていただきますようお願いいたします。





理事長
西川 太平

発刊にあたって

けたと思っております。各集落自治会長さん・改良組合長さんを始め総代さん、関係皆様のご協力のおかげと、心から感謝とお礼を申し上げます。担い手農家への農地の集積は、今後益々進むことが予測される中、「農地所有者と耕作者の権利と義務を確認していただく場面」とご理解をお願いいたします。

また、水田への本送水を4月20日から実施しておりますが、送水の状況を「携帯電話等へメール配信」しております。近年は、「一部の農家による、不適切な水管理を指摘する苦情」もいただいております。携帯電話等へのメール配信登録で、適切な水管理にご協力をお願いいたします。

水土里ネット愛西は『母なる琵琶湖を守り、農業の振興と活力あるむらづくりの推進』を基本理念として、早くから農業基盤の整備を大きな柱に活動が行われてきました。農業基盤の整備に加えて、老朽化する施設の適切な維持管理は勿論、農業を中心にした多様な立場の人々が参画できる運命共同体として、地域の活動をも支援できるよう、その役割を果たしてまいりたいと考えております。

令和2年度の出発にあたり、この豊かな稲枝地域の農業・農村を次の世代へ引き継いでいくために、役員・職員が一体となって最大の努力をしております。引き続き皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

暖冬による積雪の記憶もなく、例年より早く桜の開花を見ることになりました。組合員の皆さまにおかれましては、春祭りを前後して田植え作業にお忙しいことと存じます。日頃は、愛西土地改良区の事業運営に、深いご理解とご支援・ご協力を頂いておりますことに対しまして、感謝とお礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大は終息の兆しが見えません。東京オリンピック開催延期や緊急事態宣言など、心配はあらゆる分野に及んでいるところです。当改良区の最高議決機関であります「第63回通常総代会」を去る3月24日に開催いたしました。苦渋の決断の結果「来賓抜き、書面決議の採用を含めての開催」とさせて頂きました。「令和元年度関係、令和2年度関係、土地改良法の改正に伴う定款変更・諸規程の見直し」など慎重にご審議の上、すべて提案通りのご承認を頂いたところです。

さて、昨年12月から本年3月にかけて、土地改良法改正に伴う集落説明会を開催し、管内集落のほとんどを回らせて頂きました。比較的スムーズに進めてさせて頂

第63回 通常総代会開催

令和2年3月24日（火）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第63回通常総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来賓を招かず、書面による議決を採用し、執り行われました。議長に西川博氏（第2選挙区・下西川町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次の通りです。



議長
西川 博氏（下西川町）

〈令和元年度関係〉

- ・事業計画変更、一般会計補正予算、繰越明許費繰越承認、賦課金の賦課徴収の時期及び方法の変更議決について（監査報告）

〈令和2年度関係〉

- ・事業計画、一般会計・特別会計収支予算、加入金の額、一時借入金の借入、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、金銭預入先金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法、定款・規約諸規程変更の議決について

以上 全て原案どおり議決されました。

第63回通常総代会



総代会の様子



令和2年度 収支予算

一般会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目(款)	本年度予算額	科 目(款)	本年度予算額
土地改良事業収入	108,537	土地改良事業費	178,094
附帯事業収入	3,035	一般管理費	38,588
基本財産運用収入	80	負担金等	763
特定資産運用収入	1,820	固定資産取得支出	830
補助金等収入	65,044	積立金繰出支出	25,805
交付金収入	17,976	予備費	10,000
受託料収入	204		
雑収入	6,340		
積立金取崩収入	34,323		
他会計繰入額	2,721		
繰越金	14,000		
収入合計	254,080	支出合計	254,080

発電事業特別会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目(款)	本年度予算額	科 目(款)	本年度予算額
附帯事業収入	5,600	発電事業費	1,620
特定資産運用収入	3	積立金繰出支出	2,283
雑収入	1,001	他会計繰出額	2,721
積立金取崩収入	20	予備費	2,000
繰越金	2,000		
収入合計	8,624	支出合計	8,624

監査結果報告

令和2年2月7日に、令和元年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。



令和2年3月24日 総括監事 北川 孝作

令和2年度 事業計画書

事業名	事業内容
農業水利施設保全合理化事業 愛西西地区	大川幹線排水路事業計画策定 1式
農地耕作条件改善事業	区画拡大工 1式 暗渠排水工 1式
団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全部） 愛西地区	愛西揚水施設整備補修工 1式
平成28年度加入 維持管理適正化事業 曾根沼地区	今堀揚水機場分解点検整備工 1式
国営造成施設管理体制整備促進事業 愛西地区	推進活動費 1式 強化支援費 1式
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動費 1式
小規模土地改良事業	用途廃止施設撤去工 1式 土地改良施設補修工 1式
ミニ維持管理適正化事業（緊急整備補修）	土地改良施設補修工 1式
市単独土地改良事業（施設整備補修）	土地改良施設補修工 1式
施設損傷復旧事業	土地改良施設補修工 1式
P C B 廃棄物処理促進対策事業	P C B 混入検査費 1式 機器更新費 1式
農業水利施設保全合理化事業 南三ツ谷地区 （令和元年度繰越分）	事業計画策定 1式
農地防災事業 愛西西地区 （令和元年度繰越分）	大川幹線排水路機能保全計画策定 1式
農地耕作条件改善事業 愛西地区 （令和元年度繰越分）	区画拡大工 1式

令和2年度賦課金の徴収月別表

月別	区分	徴収金の名称	賦課コード	賦課対象	徴収金額 (1,000㎡当り)	
第1期	7月	経常費賦課金	110	耕作者	(基本単価3,000円) 暫定減額措置により 2,000円	
		施設管理費賦課金	220	所有者	500円	
		愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有者	1,000円	
		曾根沼揚排水更新 事業費賦課金	<上石寺地区>	240	所有者	1,000円
			<下石寺地区>	241	所有者	500円
		下石寺へ一括賦課			500円	
第2期	9月	愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作者	(基本単価3,500円) 暫定減額措置により 3,000円	
		曾根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作者	4,000円	
		曾根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作者	400円	
		地区別事業償還賦課金	別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください			
10月		新海揚水維持管理費賦課金	必要経費を関係集落に徴収			
3月		肥田揚水維持管理費賦課金				
随時		地区別事業賦課金	地区毎の土地改良事業地元負担金			

*詳しくは別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください。

賦課金の納期内完納にご協力ください!!

※口座振替納付をご指定の方は納期日前に口座の残高をご確認ください。

※休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。

土地改良法改正に伴う組合員の取扱い変更について

法改正に伴う組合員の取扱い変更について、組合員の皆様には、令和元年12月から各集落説明会や資料送付によりご理解とご協力をお願いさせていただいたところです。

特に、下記の点について、ご理解ご協力くださいますよう改めてお願いいたします。

《変更点》※令和3年度から

- ・農業委員会と愛西土地改良区の台帳における耕作者は基本的に一致することとなります。
- ・耕作の権利設定がされていない農地は所有者の自作地扱いとなります。
- ・自作地扱いになると賦課金が全て所有者負担となります。
- ・権利設定農地の所有者は、原則准組合員となります。

《お願い》

- ・権利設定されていない農地については、所有者と耕作者でご相談の上、必要に応じて令和2年度中に関係機関にて権利設定を進めてください。

(農地中間管理機構への農地貸付申出には、受付期間が設定されていますのでご注意ください。)

不明点等、お気軽に土地改良区事務所までお問い合わせください。(TEL0749-43-2261)

○集落説明会に際しまして、各集落関係者の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

第20回 愛西土地改良区運営委員会

当委員会は農業者だけでなく、非農家、集落役員、関係機関の方々23名で構成されており、第20回運営委員会は下記協議テーマにより開催されました。

○主な協議テーマ

“土地改良法改正に伴う集落説明会の進捗と今後の台帳調査について”

土地改良法が改正され、准組合員制度を導入することについて、令和元年12月中旬から集落説明会を実施している状況を報告し、組合員の方々からの意見や課題に関して、各委員からそれぞれの立場で貴重なご意見を伺いました。それらのご意見を参考に適正な運営を行ってまいります。



第20回運営委員会(令和2年1月25日)

取水時間の分散にご協力ください！

令和2年度の送水期間は、4月20日から9月30日までです。

取水が集中する時間帯は水圧低下による用水不足が発生する恐れがあります。同一送水地域(同分水工エリア)への送水量には限りがございます。同一送水地域の耕作者間で取水時間の分散を図り、用水不足が発生しないようご協力ください。

愛西揚水機場運転計画表の裏面記載の各分水工エリアマップをご活用ください。

溝畔の速やかな補修と水管理を徹底しましょう

溝畔の小さな漏水を見逃していると、いつか大きな漏水につながります。

水管理は水口だけでなく落ち口側の溝畔も必ず確認し、速やかな補修を心掛けてください。近年の異常気象で高温となっている夏、水管理が疎かになって、無効放流となっているほ場が増えています。

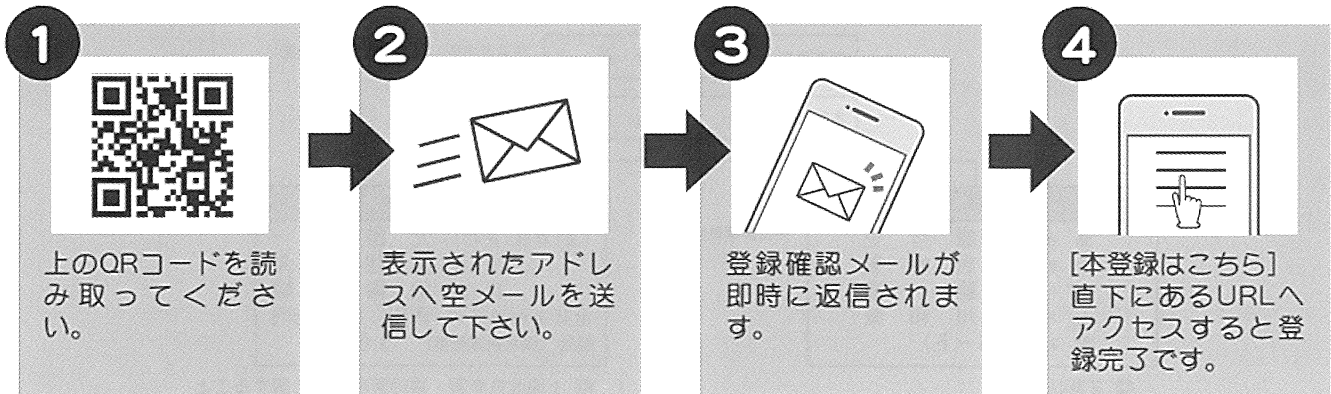
適正な水管理の徹底をお願いいたします。



小さな漏水が大きな漏水に

※送水計画変更は送水情報メールにてお知らせいたしますので、必ずご登録をお願いします。

[送水情報メール登録方法]



※ QRコードが読み取れない場合は、『aisei-yousui@39mail.com』へ空メールを送信してください。

退職・再任用

愛西土地改良区 事務局長
田附 孫之 さん

愛西土地改良区 事務局次長
大西 浩一 さん

田附事務局長 30年8ヶ月、大西事務局次長42年と、長きに亘り土地改良事業運営に携わっていただきました両名が、令和元年度末をもって定年退職されました。

両名とも、引き続き当区にて勤務いただくことになります。

事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。
(ホームページ <http://midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。)
なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。



★組合員に変更があったとき

- 相続、贈与や売買があったときは、末尾の書類をご提出ください。

★住所・電話番号に変更があったとき

★耕作者に変更になるとき

- 毎年の農地の確認調査でお届出いただいた以外に変更がある場合は手続きが必要です。

★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

★農地を農地以外(宅地、駐車場等)に変更するとき

- 公共事業用地(道路・公園等)に売る・寄付する場合も手続きが必要です。

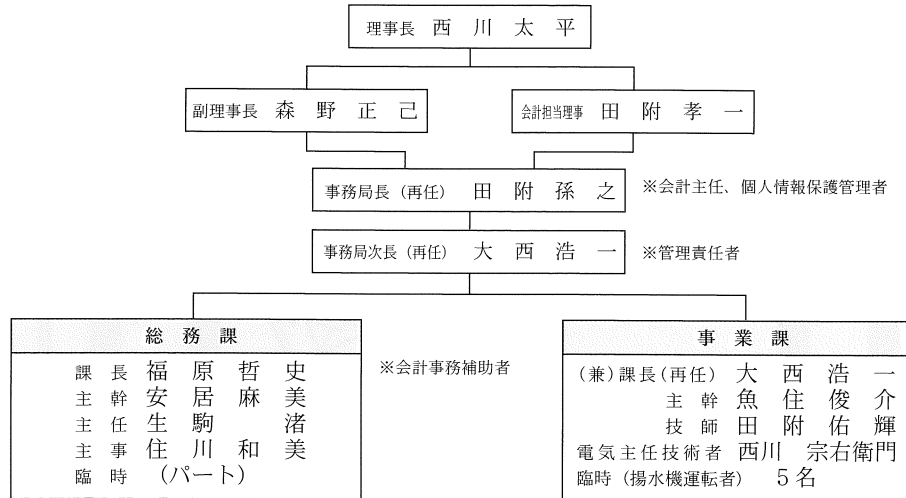
決済金を納めていただくことになります。

★田から畑に変更するとき

賦課金は、4月1日を基準に所有者(組合員)または耕作者に賦課されます。
変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。

愛西土地改良区事務局機構図

令和2年4月1日現在



- ◎ 文書収発
- ◎ 人事に関すること
- ◎ 予算・決算
- ◎ 金銭・物品の出納
- ◎ 賦課金
- ◎ 農地転用
- ◎ 契約に関すること

- ◎ 土地改良事業・維持管理事業に関すること
- ◎ 換地業務
- ◎ 施設の占用・使用・境界明示
- ◎ 揚排水機の運転・用排水の調整
- ◎ 施設の保安及び点検
- ◎ その他工事・維持管理に関すること

新人職員より一言



2月より総務課にて勤務させて頂いております 住川 和美 と申します。

父と同じ、農業に関係するお仕事にご縁を頂き大変嬉しく存じます。

組合員の皆様に信頼頂ける職員になれます様、努力して参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

理事長	副理事長	事務局長		係	合 議

愛西	土地改良区
受付第	号
年	月 日

(様式第7号)

組 合 員 変 更 届 出 書

(組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書)

_____年 ____月 ____日

_____愛 西_____土地改良区理事長 様

現組合員 住所 _____
 氏名 _____ (印)

〒

新組合員 住所 _____
 ふりがな (_____)
 氏名 _____ (印)
 生年月日 _____年 ____月 ____日 性別 男・女
 TEL _____

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m ²	登記名義 (所有者)	耕作者

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※ (1) は該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続・売買・贈与・その他 (_____)

(2) 時期 _____年 ____月 ____日

3 変更後の賦課金交替時期

_____年 ____月 ____日

4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

土地改良法 (組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

㊦は、認印で結構です。

切り取り線

ご記入はボールペン又はインクでお願い致します。

記入例

現組合員が亡くなられている場合は、現組合員の押印は不要です。
(新組合員の押印は必要です)

組合員変更届出書 (組合員資格得喪通知書)

ご記入日を書いてください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

愛西 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西 一郎 (印)

〒 521-1147

新組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

ふりがな (あい せい た ろう)
氏名 愛西 太郎 (印)

生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 性別 男 ・ 女

TEL 0749-43-2261

【新組合員について】
登記名義人が組合員になります。
登記名義人が亡くなり相続登記をしておられない場合は、相続予定の方がご記入ください。共有名義の場合は代表者1名を選任してください。

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地 彦根市

届出時点の登記名義人をご記入ください。

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m ²	登記名義(所有者)	耕作者
薩摩町	津雲	337-1	田	田	3,000	愛西 太郎	愛西 太郎
〃	〃	338-1	田	田	3,000	〃	土地 次郎
〃	〃	339	田	田	2,000	〃	彦根 肇
〃	〃	340-1	田	田	200	〃	愛西 太郎

耕作を中間管理機構、または農協へ出され、耕作者の氏名がわからない場合は「中間管理機構」または「農協委託」とご記入ください。
耕作者と権利設定ができていない場合には、耕作者とご相談の上、手続きを行ってください。(4ページ参照)

2 変更の原因及びその時期

※ (1) は該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続 ・ 売買 ・ 贈与 ・ その他 ()

(2) 時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日

3 変更後の賦課金交替時期

〇〇年 〇〇月 〇〇日

4 変更後の賦課金納入者

相続の場合は、お亡くなりになられた日付をご記入ください。

令和2年から交替される場合は令和2年4月1日とご記入ください。

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※ ご不明な点がございましたら、改良区へご確認ください。

連絡先 愛西 (事務所) . . . 0749-43-2261

切り取り線